坂東市猿島体育館ネーミングライツ事業募集要領

1　趣旨

この要領は、本市が選定した施設等におけるネーミングライツ事業による契約の相手方（以下「スポンサー」という。）の募集に当たり、坂東市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

2　募集施設等の概要

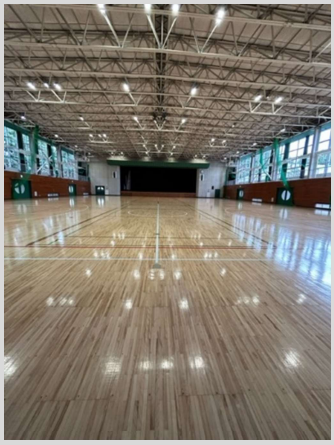
名称	坂東市猿島体育館
所在地	坂東市山２７２４番地
施設等概要	年間１２，７５１人（令和５年度実績） 敷地７，１７８㎡　建物２，０９１㎡ 競技場　バスケットボールの場合：２面 　　バレーボールの場合　　：３面 空調設備あり
命名条件	猿島体育館という名称を残すこと
愛称掲示場所	・施設入口看板　・総合案内看板（１基・１面） ・施設表示看板（２基・３面） ・道路案内標識（２基・３面）など
特記事項	特になし

全体写真等

坂東市猿島体育館

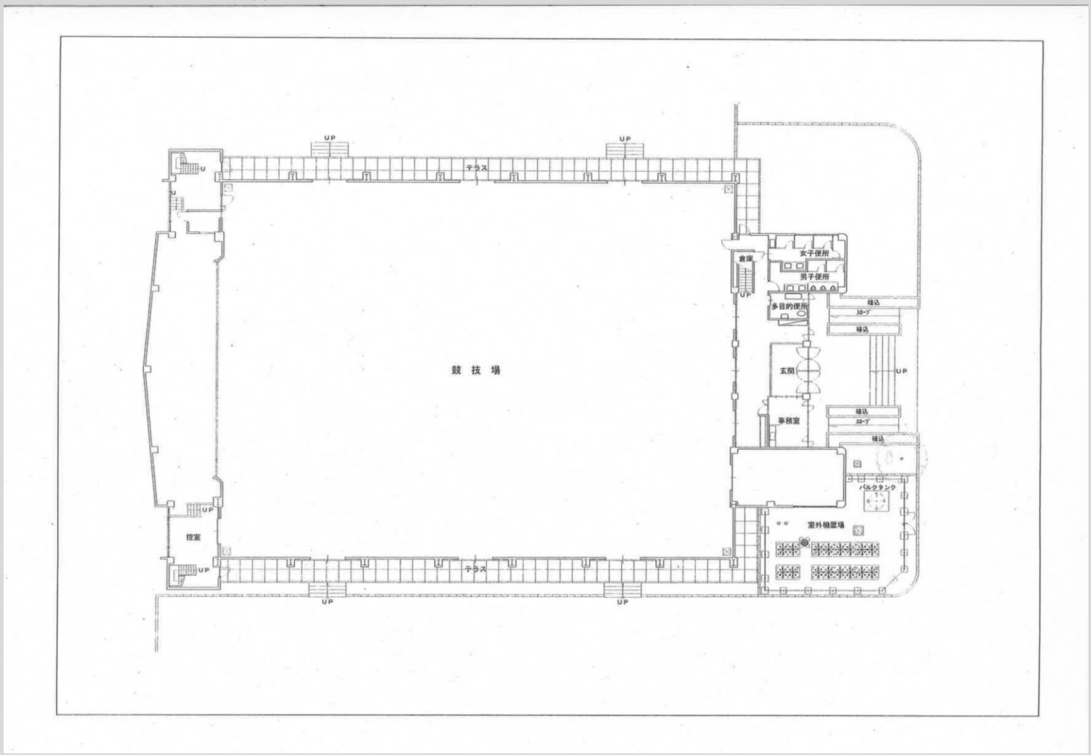


競技場

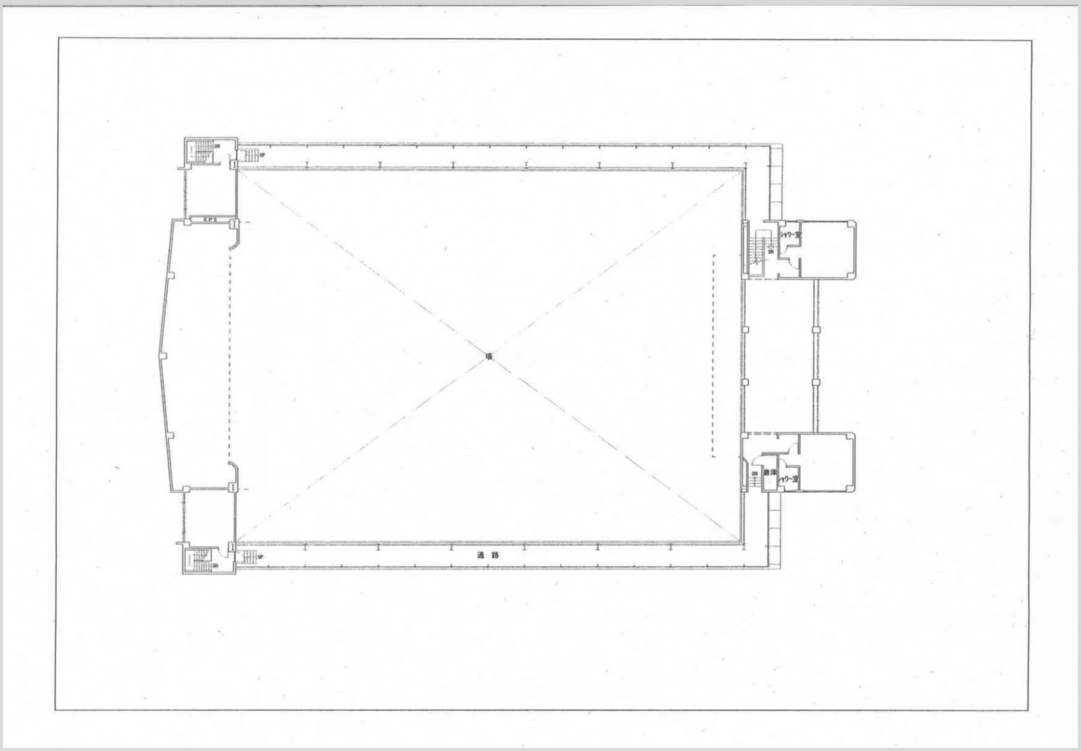


平面図・位置図等

猿島体育館１階



猿島体育館２階





３　ネーミングライツの募集条件

（１）契約期間

３年以上、５年以下とします。

（２）命名権料

年額３０万円以上（消費税及び地方消費税を含みます。）とします。

（３）応募資格

要綱第３条の規定に該当する業種又は事業者でないこと。ただし、市内に存する文化財等のピーアール等を目的とする場合は、別途、ネーミングライツ事業審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行うこととします。また、施設等の設置目的に照らし合わせて適当でないと判断される業種等については、審査の過程でマイナス評価となる場合があります。

（４）愛称の条件等

要綱第４条の規定を遵守し、かつ、要領２「募集施設等の概要」

の条件を満たすこと。

（５）愛称の取扱いについて

ア　募集する名称は、本施設等の愛称であることから、条例等で定める施設等の名称を変更するものではありません。

イ　契約期間中の愛称の変更はできません。

ウ　市は、契約期間中において、事業者との契約により決定した愛称を使用するものとします。ただし、利用者等の混乱を避けるため、名称と愛称は併用できるものとします。

（６）費用の負担

ア　スポンサーの費用負担

愛称決定に伴う看板等の表示変更に要する費用、修繕等に要する費用及び契約期間終了後の原状回復に要する費用については、命名権料に含まず、スポンサーの負担となります。なお、工事に際しては、当該施設等所管課との協議が別途必要となります。

イ　市の費用負担

市が発行するパンフレット等の印刷物や市ホームページの表示変更等については、市の負担となります。

４　応募方法

（１）募集期間

ネーミングライツ・スポンサーが決定するまで、応募を受け付けます。契約の開始時期は、４月、７月、１０月、１月です。それぞれ契約開始月に対する募集締切日は、次の表のとおりです。

契約開始月	募集締切日
令和９年４月	令和８年１２月２８日
令和９年７月	令和９年３月３１日
令和９年１０月	令和９年６月３０日
令和１０年１月	令和９年９月３０日

（２）提出方法

次の提出先まで提出書類を持参、郵送又は電子メールにより、提出してください。

なお、いずれの方法においても、当該期間内必着とします。

〈提出先〉

〒３０６-０６３１

坂東市岩井３０８６　坂東市教育委員会

スポーツ振興課　施設管理係

電話番号：0297-35-1711

メールアドレス：sports@city.bando.ibaraki.jp

〈提出書類〉

①ネーミングライツ事業申込書（様式第１号）

②ネーミングライツ事業（新規・更新）応募に係る誓約書（様式第２号）

③応募者の概要を記載した書類

（応募者概要（参考様式１）及び会社パンフレット等）

④定款、寄附行為その他これらに類する書類

⑤応募者の登記事項証明書

⑥直近３事業年度分の財務諸表又は決算報告書(貸借対照表及び損益計算書等)

⑦社会貢献等の活動実績及び今後の計画等を記載した書類

（記載内容例）a 社会貢献（ボランティア活動や協賛金の納入実績、SDGs に関する取組等）

b ネーミングライツ事業の実績書類等

⑧次に掲げる税の区分に応じて､それぞれ次に定める税についての納税証明書（公的機関が発行する書類に限る。）

ア　国税　法人税、消費税及び地方消費税

イ　地方税（本社所在地のもの）　法人都道府県民税、法人市区町村税及び法人事業税

⑨未納がないことの証明（坂東市が発行したものに限る。)。ただし、市に納税義務がない場合は、坂東市に納税義務がないこと

の申出書（参考様式２）により、その旨申し出るものとする。

⑩その他市長が必要と認めるもの

（３）留意事項

ア　応募に係る必要な経費は、全額応募者の負担とします。

イ　必要に応じ、追加資料の提出が必要な場合があります。

ウ　提出書類等は返却いたしません。

エ　提出書類等は、スポンサーの選考に使用するほか、関係機関との協議の際に提示することがあります。

オ　電子メールで提出書類を提出する場合、提出先の課において、電子メールを確認後、様式第１号に記載のある担当者に電話等により応募の確認をすることとします。

５　スポンサーの選定及び契約等

（１）優先候補者の決定

委員会において、ネーミングライツ優先候補者の適否を審査（※１）します。委員会からの審査報告を踏まえ、市長が優先候補者を決定し、全ての応募者に対し、ネーミングライツ事業優先候補者審査結果通知書にて、通知（※２）します。

（２）スポンサーの決定及び契約の締結

市は、スポンサーの優先候補者と契約内容について協議を行い、スポンサーとするか否かを決定し、ネーミングライツ事業協議結果通知書（様式第４号）により当該優先候補者に通知するものとし、決定したスポンサーと契約を締結します。

（３）公表

市は、契約締結後、スポンサーの企業名、決定した愛称、命名権料、契約期間等について、市ホームページ又は広報紙等へ掲載し、公表します。

（４）取消し等

市長は、スポンサーが次の①～④のいずれかに該当すると認めるときは、要綱第８条第３項の規定による決定を取り消し、契約を解除することがあります。この場合、既に納入された命名権料

については返還しないものとします。

①偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。

②この告示又は契約に違反したとき。

③要綱第３条各号に規定する事業者に該当することとなったとき。

④社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由の発生その他市長がスポンサーとして不適当と認めるとき。

（５）契約の更新

スポンサーは、当初の契約金額と同額以上の命名権料の提示を条件として、契約の更新の申出ができることとします。ただし、当該施設等の諸事情を勘案して、公募によることが妥当と考えられるときは、新たな公募をする場合があります。

※１　詳しくは、「坂東市ネーミングライツ事業優先候補者審査基準」をご覧ください。

※２　応募者は、自身の評価結果についてのみ提示を求めることができます。